

5 練教教給第 1028 号
令和 6 年 4 月 1 日

保護者の皆様へ

練馬区教育委員会事務局
保健給食課長 唐澤 貞信
(公印省略)

学校給食費の無償化について

区は、多子世帯の経済的負担軽減のため、令和 5 年度について第 2 子以降の給食費を無償化しておりましたが、このたび令和 6 年度から第 1 子を含めた学校給食費の全面無償化を、下記のとおり実施します。

記

1 対象者

令和 6 年 4 月 1 日以降、つきの要件に全て該当する方が対象になります。

ア 区立小中学校に在籍していること。

イ 生活保護等により給食費の支給を受けていないこと。

※住所、対象世帯の収入等の要件はありません。

※生活保護受給者は生活保護から支給される給食費でお支払いしていただきます。

※児童養護施設や里親の方は国から給食費を含めた措置費が出ているため、無償化の対象外です。措置費として支給されている給食費でお支払いしていただきます。

※就学援助（準要保護）、就学奨励認定者は無償化の対象となるため、給食費を除いた就学援助および就学奨励費が支給されます。

2 申請等について

申請の必要はありません。学校で給食費の引き落としを停止させていただきます。

3 補助対象期間

令和 6 年 4 月から

4 補助の方法について

給食の実績に応じて、在籍している学校に補助金を支給します。対象の児童・生徒の方の給食費の引き落としはありません。なお、教材費については通常どおり引き落としがあります。

5 補助金の受領権等の委任について

本通知をもって、対象者の児童・生徒が在籍している小学校・中学校の学校長に補助金の申請、請求および受領に関する権限について委任したものとみなして、本事業を実施します。

上記の権限の委任について、ご同意いただけない場合には、個別にご相談を承っておりますので下記担当部署までご連絡ください。

【担当】

練馬区教育振興部 保健給食課 学校給食係
電話 03-5984-5736
F A X 03-5981-1221